

事 務 連 絡
平成27年4月10日

各
都道府県
指定都市
中核市
特別区

保健衛生施設等整備費担当課 御中

厚生労働省健康局総務課指導調査室

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱について

平素より大変お世話になっております。

標記交付要綱の一部が改正され、平成27年4月1日より適用することとなりましたので、別添のとおり送付いたします。

なお、交付要綱のPDFファイル及び一部様式のエクセルファイルについては、厚生労働省ホームページ（下記URL参照）に掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

よろしくお願いいたします。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hoken-eisei/index.html

【厚生労働省ホームページトップからのアクセス方法】

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞健康＞保健衛生施設等の整備

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局総務課指導調査室
施設係長 畠中 孝輔
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5253-1111（内線2322）
E-mail：hatanaka-kousuke@mhlw.go.jp

厚生労働省発健 0409 第 1 号
平成 27 年 4 月 9 日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 核 市 市 市長
中 核 市 市 市長
政 令 市 市 市長
特 別 区 区 市長
公益財団法人結核予防会理事長
公益財団法人放射線影響研究所理事長
日 本 赤 十 字 社 社長 } 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和 62 年 7 月 30 日厚生省発健医第 179 号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は医療法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正部分

p>

別 紙	改 正 後	現 行
別 紙	別 紙	別 紙
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱
	昭和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚生省 発 健 医 第 1 7 9 号 最終改正 〔厚生労働省発健0409第1号〕 平成 2 7 年 4 月 9 日	昭和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚生省 発 健 医 第 1 7 9 号 最終改正 〔厚生労働省発健0203第3号〕 平成 2 7 年 2 月 3 日
(通則)	(通則)	(通則)
1	1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) (以下「精神保健福祉法」という。) 第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) (以下「感染症法」という。) 第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談・支援センター、とちく場、臍血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、HIV検査・相談室、食品衛生検査施設、末梢血がん検点病院に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものと し、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) 第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する	1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) (以下「精神保健福祉法」という。) 第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) (以下「感染症法」という。) 第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談・支援センター、とちく場、臍血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、HIV検査・相談室、食品衛生検査施設、末梢血がん検点病院に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものと し、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) 第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

改正後	現行
年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 厚生労働省 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業(24)、(25)、(26の2)、(26)、(26の2)、(31)、(31の2)については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業(以下「PFI事業」という。)を含む。)を交付の対象とするものとする。 (1) 精神保健福祉法第19条の10第1項に規定する都道府県が設置する精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室(以下「精神科病院等」という。) の施設及び設備整備事業並びに同法第19条の10第2項に規定する営利を目的としない法人(以下「非営利法人」という。))が設置する精神科病院等の施設整備事業及び非営利法人のうち市町村(一部事務組合を含む。))が設置する精神科病院等の設備整備事業。 ただし、平成27年度以降新規の施設整備事業については、原則として、次に定める精神病床数に関する条件を満たさなければならないこと。 ○新設又は増設の場合 新設又は増設によって増加する精神病床数と都道府県内の既存の精神病床数の合計が、都道府県が定めた医療計画上の精神病床の基準病床数を上回らないこと。 ○改築の場合 都道府県内の既存の精神病床数が、都道府県が定めた医療計画上の精神	法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 厚生労働省 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業(24)、(25)、(26の2)、(26)、(26の2)、(31)、(31の2)については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業(以下「PFI事業」という。)を含む。)を交付の対象とするものとする。 (1) 精神保健福祉法第19条の10第1項に規定する都道府県が設置する精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室(以下「精神科病院等」という。) の施設及び設備整備事業並びに同法第19条の10第2項に規定する営利を目的としない法人(以下「非営利法人」という。))が設置する精神科病院等の施設整備事業及び非営利法人のうち市町村(一部事務組合を含む。))が設置する精神科病院等の設備整備事業。 ただし、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関以外の非営利法人が設置する精神科病院等の施設整備事業については、精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた施設のうち、作業・生活療法部門及び特殊病棟(老人、アルコール、薬物、児童・思春期、合併症、認知症治療)等に係る施設整備事業で厚生労働大臣が認めるものに限ることとする。

改正後	現行
病床の基準病床数を上回っている場合は、改築する病棟の精神病床数を10%以上削減すること。 ただし、精神病床の基準病床数と都道府県内の既存の精神病床数の差が、改築する病棟の精神病床数の10%以下である場合は、その差を削減すればよいこと。 また、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の非営利法人が設置する精神科病院等の施設整備事業については、精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた施設のうち、作業・生活療法部門及び特殊病棟（老人、アルコール、薬物、児童・思春期、合併症、認知症治療）等に係る施設整備事業で厚生労働大臣が認めるものに限ることとする。 (2) ～ (3) (略) (4) 都道府県、指定都市及び精神保健福祉法第33条の7第1項の規定により指定を受けた地方公共団体、公的医療機関及び非営利法人が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車の設備整備事業 (5) ～ (22) (略) (23) 平成27年3月30日健発0330第17号厚生労働省健康局長通知「<u>難病相談支援センターの整備について</u>」の別紙「<u>難病相談支援センター施設整備事業実施要綱</u>」により都道府県が設置する<u>難病相談支援センター</u>の施設整備事業 (24) ～ (31)の2) (略) (31)の3) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「<u>感染症外来協力医療機関の整備について</u>」の別紙「<u>感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市、中核市、政令市及び特別区が設置する保健所が行う設備整備事業（厚生労働本省において平成26年度から平成27年度へ予算を明許繰越した事業に限る） (32) ～ (36) (略) (削除)	(2) ～ (3) (略) (4) 都道府県、指定都市及び精神保健福祉法第33条の4第1項の規定により指定を受けた地方公共団体、公的医療機関及び非営利法人が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車の設備整備事業 (5) ～ (22) (略) (23) 平成15年4月22日健発第0422003号厚生労働省健康局長通知「<u>難病相談・支援センターの整備について</u>」の別紙「<u>難病相談・支援センター施設整備事業実施要綱</u>」により都道府県が設置する<u>難病相談・支援センター</u>の施設整備事業 (24) ～ (31)の2) (略) (31)の3) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「<u>感染症外来協力医療機関の整備について</u>」の別紙「<u>感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市、中核市、政令市及び特別区が設置する保健所が行う設備整備事業 (32) ～ (36) (略) (37) 平成24年1月6日食安発0106第13号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「<u>食品衛生検査施設整備整備事業について</u>」の別紙「<u>食品衛生検査施設整備整備事業実施要綱</u>」により都道府県及び政令市が設置する食品衛生検査施設の

改正後	現 行
(削除) (37) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業 (38) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業 4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。 ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係 ア からカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、	設備整備事業（原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日）において検査計画の対象自治体となっている都道府県及びその管内の政令市が設置するものを除く。） (37の2) 平成24年1月6日食安発0106第13号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品衛生検査施設設備整備事業について」の別紙「食品衛生検査施設設備整備事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が設置する食品衛生検査施設の設備整備事業（原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日）において検査計画の対象自治体となっている都道府県及びその管内の政令市又は特別区が設置するものに限る。） (38) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業 (39) 平成25年2月8日健発0208第3号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院施設整備事業の実施について」の別紙「小児がん拠点病院施設整備事業実施要綱」により、小児がん拠点病院が行う施設整備事業 4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。 ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係 ア からカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、

改正後	現行
(31)、(32)、(35)、(36)及び(38)の施設整備事業 イ～カ (略) (2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、 (23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(31の3)、(33)、(34)、(35)、(36) 及び(37)の設備整備事業 イ～カ (略)	(31)、(32)、(35)、(36)及び(39)の施設整備事業 イ～カ (略) (2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、 (23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(31の3)、(33)、(34)、(35)、(36)、 (37)、(37の2)及び(38)の設備整備事業 イ～カ (略)

改正後

第1表

1 区分 (略)	2 基準額 (略)	3 対象経費 (略)	4 補助率 (略)
難病相談 支援セン ター	次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5) により算出された額の合計額 (1) 工事費 別表1の基準単価× 220㎡ (改造及び補修については 厚生労働大臣が認めた 額) なお、都市部において整 備を行う場合は、別表1の 2の基準単価とする。	(1) 工事費 難病相談支援センター 二の施設整備のために に必要な工事費又は工 事請負費及び工事事務 費(工事施工のために 直接必要な事務に要す る費用であって旅費、 消耗品費、通信運搬費、 印刷製本費及び設計監 理料等をいい、工事費 又は工事請負費の2.6 %に相当する額を限度 とする。)及び既存建 物の買収のために必要 な費用(家屋購入費)。 ただし、暖房設備、 冷房設備(冷暖房設備 を含む。)、浄化槽設 備に必要な工事費又は 工事請負費を除く。	2分の1 (略)

現行

第1表

1 区分 (略)	2 基準額 (略)	3 対象経費 (略)	4 補助率 (略)
難病相談 ・支援セ ンター	次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5) により算出された額の合計額 (1) 工事費 別表1の基準単価× 220㎡ (改造及び補修については 厚生労働大臣が認めた 額) なお、都市部において整 備を行う場合は、別表1の 2の基準単価とする。	(1) 工事費 難病相談・支援セン ターの施設整備のため に必要な工事費又は 工事請負費及び工事事 務費(工事施工のため に直接必要な事務に要 する費用であって旅費、 消耗品費、通信運搬費、 印刷製本費及び設計監 理料等をいい、工事費 又は工事請負費の2.6 %に相当する額を限度 とする。)及び既存建 物の買収のために必要 な費用(家屋購入費)。 ただし、暖房設備、 冷房設備(冷暖房設備 を含む。)、浄化槽設 備に必要な工事費又は 工事請負費を除く。	2分の1 (略)

改正後

現行

第2表 (略)

第2表 (略)

第3表

第3表

1 区分 (略)	2 種目 (略)	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	5 補助率 (略)
H I V 検査・ 相談室	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	H I V検査又はエ イズに関する相談に 必要な設備を購入す るための備品購入費	2分の1
末梢血 幹細胞 採取施 設	設備費	造血幹細胞数測定装置 1 施設当たり 15,598,000 円	造血幹細胞数測定 装置を購入するため に必要な備品購入費	10分の10

1 区分 (略)	2 種目 (略)	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	5 補助率 (略)
H I V 検査・ 相談室	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	H I V検査又はエ イズに関する相談に 必要な設備を購入す るための備品購入費	2分の1
食品衛 生検査 施設	設備費	次により算出された額の 合計額 (1) ゲルマニウム半導体 検出器 18,906,000 円×厚生 労働大臣が認めた台数 (2) スクリーニング検査 機器 5,616,000 円×厚生 労働大臣が認めた台数	食品衛生検査施設 の設備を購入するた めに必要な備品購入 費 (導入費用を含む 。)	2分の1
末梢血 幹細胞 採取施 設	設備費	造血幹細胞数測定装置 1 施設当たり 15,598,000 円	造血幹細胞数測定 装置を購入するため に必要な備品購入費	10分の10

第4表 (略)

第4表 (略)

改正後	現行
6 (略) (交付の条件) 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。 ア 施設整備事業と設備整備事業の間及び直接補助事業と間接補助事業の経費の配分の変更は認めない。 イ (略) ウ (略) (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式1により厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。 (施設整備事業の場合) (略) (設備整備事業の場合) (略) (3) ～ (8) (略) (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によりなければならない。 (補助事業者が地方公共団体の場合) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。 ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価5.0万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。 (補助事業者が地方公共団体以外の場合) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につい	6 (略) (交付の条件) 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。 ア 一般会計と特別会計の間、施設整備事業と設備整備事業の間及び直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更は認めない。 イ (略) ウ (略) (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式1-①又は1-②により厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。 (施設整備事業の場合) (略) (設備整備事業の場合) (略) (3) ～ (8) (略) (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によりなければならない。 (補助事業者が地方公共団体の場合) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3-①又は3-②による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。 (補助事業者が地方公共団体以外の場合) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につい

改正後	現行
て証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 (10) ～ (17) (略) (申請手続) 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。 ア 補助事業者は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。 (2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合 補助事業者は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の場合 補助事業者は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣等に提出するものとする。	て証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。 (10) ～ (17) (略) (申請手続) 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。 ア 補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。 (2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合 補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。なお、3の(37の2)に係る申請については、別紙様式4-②により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (3) (1) 及び (2) 以外の場合 補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣等に提出するものとする。なお、3の(37の2)に係る申請については、別紙様式4-②により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

改正後	現行
9～11 (略) (実績報告) 12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、別紙様式5による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。 (2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合 補助事業者は、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。 (3) (1)及び(2)以外の場合 補助事業者は、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3))により事業の中止又は廃止	9～11 (略) (実績報告) 12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、別紙様式5-①による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6-①による年度終了実績報告書を地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。 (2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合 補助事業者は、別紙様式5-①又は5-②による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6-①又は6-②による年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。 (3) (1)及び(2)以外の場合 補助事業者は、別紙様式5-①又は5-②による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(3))により事業

改正後	現行
の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等には提出しない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6による年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。	の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6-①又は6-②による年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。
13～14 (略)	13～14 (略)

[illegible]

改正後

現行

別表 1 の 2 (都市部における 1 m²当たりの基準単価)

(単位：円)

都道府県別	施設種別	難病相談支援センター	
		鉄筋及び木造	ブロック
青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、長野、沖縄	構造別	(175,700) 182,200	(153,700) 159,400
北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、鹿児島		(167,300) 173,500	(146,400) 151,800
栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎		(158,900) 164,700	(139,000) 144,300
徳島、愛媛、福岡、大分		(150,600) 156,100	(131,800) 136,600

(注) 平成 26 年度からの継続事業については上段 () 書きの単価を適用し、平成 25 年度からの継続事業については平成 25 年度の単価を適用する。

別表 1 の 3 (冷暖房設備工事費：1 m²当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
(13,300) 13,700	(18,600) 19,300	(23,200) 24,100

(注) 平成 26 年度からの継続事業については上段 () 書きの単価を適用し、平成 25 年度からの継続事業については平成 25 年度の単価を適用する。

別表 1 の 2 (都市部における 1 m²当たりの基準単価)

(単位：円)

都道府県別	施設種別	難病相談・支援センター	
		鉄筋及び木造	ブロック
青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、長野、沖縄	構造別	(160,400) 175,700	(140,400) 153,700
北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、鹿児島		(152,800) 167,300	(133,700) 146,400
栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎		(145,100) 158,900	(126,900) 139,000
徳島、愛媛、福岡、大分		(137,600) 150,600	(120,300) 131,800

(注) 平成 25 年度からの継続事業については、上段 () 書きの単価を適用する。

別表 1 の 3 (冷暖房設備工事費：1 m²当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
(12,100) 13,300	(17,000) 18,600	(21,200) 23,200

(注) 平成 25 年度からの継続事業については、上段 () 書きの単価を適用する。

改正後

現行

別表1の4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)	
難病相談支援センター	
(31,900)	
33,100	

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
 2. 平成26年度からの継続事業については上段()書きの単価を適用し、平成25年度からの継続事業については平成25年度の単価を適用する。

別表1の5 (都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)	
暖房設備工事費	冷暖房設備工事費
(14,000)	(19,500)
14,400	20,300
	(24,400)
	25,300

- (注) 平成26年度からの継続事業については上段()書きの単価を適用し、平成25年度からの継続事業については平成25年度の単価を適用する。

別表1の6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)	
難病相談支援センター	
(33,500)	
34,800	

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
 2. 平成26年度からの継続事業については上段()書きの単価を適用し、平成25年度からの継続事業については平成25年度の単価を適用する。

別表1の4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)	
難病相談・支援センター	
(29,200)	
31,900	

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
 2. 平成25年度からの継続事業については、上段()書きの単価を適用する。

別表1の5 (都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)	
暖房設備工事費	冷暖房設備工事費
(12,700)	(17,900)
14,000	19,500
	(22,300)
	24,400

- (注) 平成25年度からの継続事業については、上段()書きの単価を適用する。

別表1の6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)	
難病相談・支援センター	
(30,700)	
33,500	

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
 2. 平成25年度からの継続事業については、上段()書きの単価を適用する。

改 正 後	現 行
別表 2 (略)	別表 2 (略)
別紙様式 1	別紙様式 1 - ①
別紙様式 4 の～	別紙様式 4 - ① の～
(削除)	別紙様式 1 - ②
別紙様式 2 (略)	別紙様式 2 (略)
別紙様式 3	別紙様式 3 - ①
(削除)	別紙様式 3 - ②
別紙様式 4	別紙様式 4 - ①
(難病相談支援センターの場合)	(難病相談・支援センターの場合)
(削除)	別紙様式 4 - ②
別紙様式 5	別紙様式 5 - ①
(難病相談支援センターの場合)	(難病相談・支援センターの場合)
(削除)	別紙様式 5 - ②
別紙様式 6	別紙様式 6 - ①
(削除)	別紙様式 6 - ②
別紙様式 7 ～ 別紙様式 8 (略)	別紙様式 7 ～ 別紙様式 8 (略)

